



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 三洋工業株式会社
代表者名 取締役社長 菊地 政義
(コード番号：5958 東証第 1 部)
問合せ先 取締役経営企画室長 田村 和之
TEL (03) 3685-3451

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 82 期定時株主総会で承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能およびコーポレート・ガバナンスを強化し、企業価値の更なる向上を図ることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 82 期定時株主総会において、定款変更決議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設、並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

②機動的な資本政策の遂行を可能とするため、第 7 条（自己の株式の取得）を新設するものであります。

③上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）

平成 28 年 6 月 28 日（火）

定款変更の効力発生日（予定）

平成 28 年 6 月 28 日（火）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 7 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (員数および選任方法) 当社の取締役は、10 名以内とし、株主総会でこれを選任する。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 7 条 (自己の株式の取得) <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 (員数および選任方法) 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10 名以内、<u>監査等委員である取締役は、4 名以内</u>とし、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを</u>区別して株主総会でこれを選任する。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該選任のあった定時株主総会決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>第 21 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。</p> <p><u>2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 22 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (任 期) 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 24 条 (取締役会議事録) 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>第 26 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条 (員数および選任方法) <u>当会社の監査役は、4 名以内とし、株主総会でこれを選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 25 条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第 399 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (取締役会議事録) 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. <u>第 24 条</u>第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>第 28 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 29 条 (任 期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第 30 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 31 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第 32 条 (監査役会の決議)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 33 条 (監査役会議事録)</u> <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 34 条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
<u>第 35 条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>第 36 条 (社外監査役の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)
(新 設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>第 30 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>第 31 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>第 32 条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p><u>第 33 条 (監査等委員会議事録)</u> <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>第 34 条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>